

兵高教組 2022年11月28日
確定速報 No.5
調査情報22号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL：078-341-6745 FAX：078-351-3185
 URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

2022年 賃金権利確定交渉の結果

月例給 0.3%・勤勉手当 0.1 月引き上げ(再任用は 0.05 月)
介助員、生活・学習支援員の報酬面での改善
中高年齢層の給与面 勤勉手当の「きめ細かな対応」
少数職種も含め、全職種への定年前再任用短時間勤務導入へ

2022年度の対県賃金権利確定交渉は、11月16日(水)に第1回の交渉を、11月24日(木)には第2回の交渉と最終交渉を行いました。

最終交渉での県教委からの提案を受けて、高教組 拡大闘争委員会(高教組内で交渉結果の諾否を決定する機関)は、賃上げが若年層のみにとどまったこと、常勤講師の2級給料表適用や、介助員、生活・学習支援員の病休が無給のままであること等については不満が残るものの、月例給と一時金が改善されたこと、介助員、生活・学習支援員の報酬面での改善、中高年齢層の給与面で「勤勉手当で勤務実績に応じきめ細かに対応する」などの回答を評価し、妥結の判断に至りました。

1 月例給・一時金等の賃金改善

- (1) 給料表
 県人事委員会の勧告通り給料表を改定
 月例給 平均0.3%の増額
 (ただし初任給～30歳代半ばまで)
 (1級は1-79まで 2級は2-67まで)
 実施時期 2022年4月1日
- ※ 差額支給
 ※ 会計年度任用職員は2023.4.1適用
- (2) 一時金(期末・勤勉手当)
 勤勉手当を0.10月引き上げ。
 (6月期0.05月、12月期に0.05月引き上げ)
 実施時期 2022年4月1日
- ※ 再任用職員は0.05月(各0.025月)引き上げ
 ※ 6月期は既に支給されているので差額支給
 ※ 差額は年内に支給
- (3) その他
 ①介助員、生活・学習支援員の報酬面での改善
 ※詳細は執行部に提案
 実施時期 2023年1月1日

【一時金の比較表】

【一般職員】

	現行			改正(案) [R4.4.1適用]		
	期末手当	勤勉手当	年間計	期末手当 (改定なし)	勤勉手当 (現行との差)	年間計 (現行との差)
6月期	1.20 ^月	0.95 ^月	2.15 ^月	1.20 ^月 (±0)	1.00 ^月 (+0.05)	2.20 (+0.05)
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20 (±0)	1.00 (+0.05)	2.20 (+0.05)
年間計	2.40	1.90	4.30	2.40 (±0)	2.00 (+0.10)	4.40 (+0.10)

※ 会計年度任用職員の期末手当も同様に据置き

【再任用職員】

	現行			改正(案) [R4.4.1適用]		
	期末手当	勤勉手当	年間計	期末手当 (改定なし)	勤勉手当 (現行との差)	年間計 (現行との差)
6月期	0.675 ^月	0.45 ^月	1.125 ^月	0.675 ^月 (±0)	0.475 ^月 (+0.025)	1.15 ^月 (+0.025)
12月期	0.675	0.45	1.125	0.675 (±0)	0.475 (+0.025)	1.15 (+0.025)
年間計	1.350	0.90	2.250	1.350 (±0)	0.95 (+0.05)	2.30 (+0.05)

- ②中高年齢層の賃金改善
 中高年齢層の賃金改善について、勤勉手当でのきめ細かな措置で対応
 ※詳細は執行部に説明
 実施時期 2023年6月期の勤勉手当から

2 休暇制度や勤務制度の拡充

- (1) 不妊治療に伴う出生サポート休暇の改善
 ①付与日数の拡充
 (日数についての詳細は執行部に別途説明)
 ②取得のための申出書は不要とする
 実施時期 2023年1月1日
- (2) 臨時的任用職員の年休の繰り越しの適用
 正規職員、再任用から臨時的任用職員に任用替えになった場合も年休繰り越しが可能に。
 実施時期 2023年1月1日
- (3) 長期勤続休暇(リフレッシュ休暇)の改善
 勤続20年次、30年次で付与される連続する休暇(各3日間)の、取得可能期間を拡大
 20年目、30年目に取得できない場合、
 ・今までは25年目に取得
 →30年目までいつでも取得可
 ・今までは35年目に取得
 →定年までいつでも取得可
 実施時期 2023年1月1日
- (4) 介護のための離職再採用制度の拡充
 ①復職年齢の上限を現行の59歳から、定年の引上げに伴い段階的に64歳に引き上げ
 ②取得期間を2年から3年に拡大
 実施時期 2023年1月1日
- (5) 再任用短時間勤務制度の改善
 少数職種を含むすべての職種に定年前再任用短時間勤務制度を導入
 暫定再任用制度も適用の対象
 ※「暫定再任用」・・・定年引上げ開始後のすべての再任用
 実施時期 2024年4月1日

3 教員採用試験制度の改善

- (1) 臨時講師の採用試験での加点措置を拡大
 実施時期 2023年度の採用試験から
- (2) コロナ対応
 本年度採用試験一次合格者で、コロナ罹患のため二次試験の受験できなかった者は、来年度受験の際に救済措置を検討。
 ※どちらも詳細は執行部に説明

4 その他手当など

- (1) 通勤手当
 結婚や介護などライフステージの変化により転居した職員に対する高速道路等にかかる加算を検討
 ※結論が得られた時点で執行部に説明
- (2) 県立学校における業務支援員の拡充

来年度への継続課題

- ◆臨時講師全員の2級給料表適用
 人事委員会も「同一労働」と認めています。あとは臨時教諭への条件を撤廃し、同一賃金につながる2級給料表へ!!
- ◆会計年度任用職員の病休の有給化の復元
 2012年度に勝ち取った有給の病休が、2020年度、会計年度任用職員への身分移行によって無給に。有給の病休へ復元を求めます!!
- ◆勤勉手当の期間率の改善
 昨年度の改悪によって、特別欠勤を一時間でも取るとボーナスに響くように、「特別欠勤」を勤勉手当の期間率から外し、取れる休暇制度に戻すことを求めます!
- ◆教員未配置問題の解消
 多忙化の要因になっている未配置問題の実効性ある解消を!
- ◆超勤縮減・勤務時間把握
 月末の修正が煩雑で、「客観的」とは言いがたいサービスシステムそのもののあり方も含め、交渉を継続していきます!

交渉団 11.24ドキュメント

12:57~14:00 第2回交渉
 14:04~15:05 独自要求交渉
 16:05~17:00 拡大闘争委員会
 19:41~19:55 第3回交渉(最終回答)
 20:10~20:20 拡大闘争委員会
 20:30~20:40 妥結
タイトな日程の中、署名へのご協力等ありがとうございました!

あなたも高教組へ。すべての教職員の賃金・待遇の改善のために、高教組と一緒にとりくみましょう!